

令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善手当支給状況

支給方法について

※特定処遇改善一時金（すでに賃金年額440万円以上の職員は当該改善の対象外）

A 経験・技能のある障害福祉人材

勤続10年以上の職員で介護福祉士、社会福祉士、精神福祉士の資格を保有する者及びサービス管理責任者研修修了者。特例措置として、勤続7年以上で強度行動障害支援者養成研修修了者でリーダー的な立場
改善額が月額8万円以上又は賃金年額440万円以上

B 他の障害福祉人材

経験・技能のある福祉人材に該当しない福祉職員
改善額はその他の職種の賃金改善額の2倍以上。

C その他の職種

障害福祉人材以外の職員（看護職員、栄養士、事務職員等）

①支給人数 (パート職員含む) (人)

	あおぞら	日中活動	グループホーム	合計	常勤換算数
経験・技能のある障害福祉人材	6	2	0	8	8
他の障害福祉人材	20	4	13	37	30.83
その他の職種	5	1	0	6	5.8
合計	31	7	13	51	44.63

②支給総額 (パート職員含む) (円)

	あおぞら	日中活動	グループホーム	合計
経験・技能のある障害福祉人材	997,000	701,000	0	1,698,000
他の障害福祉人材	623,590	120,450	360,255	1,104,295
その他の職種	81,600	17,000	0	98,600
合計	1,702,190	838,450	360,255	2,900,895

③一人当たりの平均額 (円)

	平均額
経験・技能のある障害福祉人材	212,250
他の障害福祉人材	35,819
その他の職種	17,000